

開講年度・学期	2017年度・後期	授業形態	講義
科目名	社会保障法	科目ナンバー	JASOC3302
英語表記	Law of Social Security	担当教員	木下 秀雄
単位数	4		

### 科目の主題

社会保障の権利を理解する

### 授業の到達目標

社会保障制度と自らの生活との接触関係を知ることによって受講生が自らの生活の構造と実態を自覚的に認識しなおし、その上で、社会保障の諸制度とそこにおける権利についての基礎的知識を身に着ける。

### 授業内容・授業計画

社会保障制度の具体的な構造を全体として把握できるようになることをめざす。

第1回	「社会保障」という用語と概念に関し憲法25条の成立過程を踏まえて明らかにする。
第2回	現在の日本の社会保障制度の全体像を、直近の社会保障費用統計と国民生活基礎調査を踏まえて概観したうえで、社会保障の現代社会における役割機能を確認する。
第3回	日本の社会保障制度の基本骨格を示す1950年社会保障制度審議会勧告の検討を行う。
第4回	社会保障の法的な意味をナチス・ドイツ下での障害者安楽死計画実施の歴史を踏まえて、人間の尊厳の理念と生存権論について明らかにする。
第5回	社会保障制度の具体的検討としてまず生活保護制度を取り上げ、その条文構造を解説する
第6回	生活保護制度の実態的機能を、受給者構造や財源調達構造、行政組織の構造という側面から確認する。
第7回	生活保護制度の特徴を示す補足性の例として、法4条の稼働能力活用義務に関連して、平成8年10月30日名古屋地裁林訴訟1審判決（判時1605・34）の検討を行う。
第8回	前回取り上げた裁判例の控訴審（平成9年8月8日名古屋高裁判決（判時1653・71））を取り上げ、両者を比較検討し、稼働能力活用義務の論理構造の分析を深める。
第9回	平成26年10月23日最高裁判所第一小法廷判決（賃金と社会保障1628号65頁）を手掛かりに、生活保護に下での指導指示とその限界について検討する。
第10回	平成27年3月11日横浜地方裁判所判決（賃金と社会保障1637号33頁）を素材として生活保護の「不正受給」と言われるの実態とその法的問題について検討する。
第11回	年金制度の基本的枠組みを、国民年金法と厚生年金保険法の条文構造の解説から説明する。
第12回	老齢年金について各自人生コースを想定したうえで年金額計算を行う。
第13回	離婚時年金分割制度を学習することで、日本の年金制度の「二階建て」システムについて再度確認する。
第14回	平成18年9月5日奈良地裁豊国工業事件判決（労働判例925号53頁）と平成11年7月13日大阪地裁エコープランニング事件判決（賃金と社会保障1264号47頁以下）を素材に、年金支給実務上の行政の過誤と年金受給権の関係を検討する。

第 15 回	平成 28 年 6 月 17 日東京地方裁判所判決（労働判例 1142 号 5 頁）を素材に、いわゆる 1980 年内かんの問題点と、2016 年 10 月からの厚生年金保険適用拡大の問題点について明らかにする。
第 16 回	児童扶養手当と児童手当の制度の概要を解説したうえで、1950 年社会保障制度審議会勧告の枠にはまらない「社会手当」制度の特徴と意味について検討する。
第 17 回	平成 3 年 2 月 5 日京都地裁永井訴訟 1 審判決（判タ 751 号 238 頁）を素材に、児童扶養手当の検討を行う。合わせて、平成 5 年 10 月 5 日大阪高裁同事件 2 審判決（判例自治 124 号 50 頁）と比較して、行政の広報責任の法理について検討する。
第 18 回	国民健康保険法と健康保険法、後期高齢者医療制度の条文構造を比較解説することで、医療保険制度の基本骨格を概説するとともに、医療保障という視角と医療保険という視角の違いとそれぞれの意味について検討する。
第 19 回	DVD「シッコ」（マイケル・ムーア作）を手掛かりに、医療保障制度の国際的な比較、つまり国民ワイドの医療保険制度とナショナル・ヘルス・サービスという税財源による医療保健制度が存在すること、医療保険制度の中でもドイツモデルと日本モデルとの違いを明らかにする。
第 20 回	昭和 59 年 10 月 15 日岐阜地裁判決（判時 1169 号 43 頁）を手掛かりに、高額療養費制度の変遷と現在の制度を明らかにするとともに、診療報酬制度の法律関係を明らかにする。
第 21 回	国民健康保険における保険料滞納者に対する被保険者資格確認書の交付制度における医療保険の現物給付停止の意味の検討を通して、医療の平等保障の意義を明らかにする。
第 22 回	社会保障制度の中の社会福祉サービス保障の位置づけを明らかにしつつ、まず介護保険制度の概要を説明する。
第 23 回	社会福祉サービスの中での児童福祉の位置づけを明らかにしたうえで、平成 18 年 1 月 25 日東京地方裁判所（保育所入所仮の義務付け第一審）（判例時報 1931 号 10 頁）を手掛かりに保育所入所保障の法的意義を明らかにする。その上で社会保障給付をめぐって仮の義務付け請求など仮の権利救済制度の役割について説明する。
第 24 回	障害者支援制度の概要と、障害者支援における仮の権利救済制度の意義について平成 23 年 9 月 26 日和歌山地方裁判所決定（賃金と社会保障 1552 号 21 頁）を素材として検討する。
第 25 回	社会保障制度の中における労働保険制度の位置づけを明らかにしたうえで、労働者災害補償制度の基礎的性質を、労基法における労働災害補償規定の位置づけから説明し、それを踏まえて労災保険法の特徴を明らかにする。
第 26 回	労災保険の労働者性の認定、業務上外認定などについて、最新の裁決例を検討する。

第 27 回	電通事件の平成 12 年 3 月 24 日最高裁判所第二小法廷判決（判例時報 1707 号 87 頁）と大庄の平成 23 年 5 月 25 日大阪高等裁判所判決（労働判例 1033 号 24 頁）を素材に、労災事案の民事訴訟の構造について明らかにする。
第 28 回	雇用保険法の、正当な理由のない自己都合退職に対する給付制限、特定受給資格者、特定理由離職者などについての失業時の所得保障の法構造を明らかにする。
第 29 回	離職時の所得保障制度として、雇用保険法による所得保障と、医療保険による傷病手当金制度、厚生年金保険による障害年金給付や労災保険による補償給付の可能性、そして最後のセーフティーネットとしての生活保護給付の相互関係について検討する。
第 30 回	求職者支援法について制度の概要を説明する
<b>事前・事後学習の内容</b>	
事前学習としては指定した裁判例をあらかじめ読んで学習しておくこと、事後学習としては授業での論点を自分なりにまとめること。	
<b>評価方法</b>	
試験による。	
<b>受講生へのコメント</b>	
「生活」への関心を持つこと。	
<b>教材</b>	
授業時に配布	
<b>その他</b>	
<b>履修可能最低年次</b>	
3 年次生以上	